

業務委託仕様書

1 業務名

わたSHIGA輝く国スポ大津市競技別リハーサル大会警備等委託業務（ローイング競技）

2 業務目的

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施するわたSHIGA輝く大津市競技別リハーサル大会の円滑な運営と、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の安全を確保することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年8月30日（金）

4 業務場所及び業務時間

「警備員配置計画表（ローイング競技）」（別紙1）（以下「計画表」という。）のとおり

5 業務概要

(1) 警備統括（責任者）業務

- ア 警備計画書（配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図）の策定
- イ 市実行委員会事務局及び各競技会場に設置されるわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実施本部（以下「実施本部」という。）との連絡調整
- ウ 担当する業務に従事する全ての警備員の統括及び業務状況（出勤・退勤、休憩、交代を含む）の把握
- エ 不測事態やトラブル発生時における警備員への的確な指示
- オ 警備業務日誌の作成及び指定する実施本部への報告（業務実施日全て）

(2) 交通誘導警備業務

- ア 競技会場駐車場における駐車許可証の確認及び誘導
- イ 競技会場周辺道路における交通誘導
- ウ 違法駐停車、迷惑駐車防止・排除
- エ その他車両等の整理、誘導及び事故発生時の対応等に伴う業務

(3) 横断歩道誘導警備業務

- ア 競技会場周辺道路における信号機のない横断歩道の歩行者誘導及び安全確保
- イ その他事故発生時の対応等に伴う業務

(4) 夜間警備業務

- ア 仮設物、備品、会場装飾等の火災及び盗難並びに損壊等の防止
- イ 不審者及び不審物への警戒
- ウ 事故発生時における関係機関、関係団体等への通報
- エ その他不測事態への対応

(5) 前各号に掲げるもののほか、履行のために必要な業務

6 配置警備員の条件

- (1) 配置する警備員は、警備業法（以下「法」という。）及び関係法令に定められた教育訓練を受け、警備業務に必要な資格を有するとともに現場活動に熟練度の高い者であること。
- (2) 各会場に必要な応じ適切な資格を有する警備員を配置すること。但し、資格者について

ては契約締結後に雇用及び資格が証明できる物（写し可）を提出すること。また、委託期間中に変更がある場合は、その都度、発注者に提出すること。

- (3) 警備統括業務を行う者を1名定めること。但し、警備統括責任者は計画表に基づき配置する警備員を兼ねることが出来る。

7 提出書類

- (1) 契約締結前に提出するもの

ア 警備契約内容書（法第19条第1項による書面）

- (2) 契約締結後に提出するもの（契約締結後10日以内、変更があった場合はその都度提出すること。）

ア 警備契約報告書（法第19条第2項による書面）

イ 契約金額内訳明細書（時間延長時の時間単価を算定するため）

ウ 警備計画書（配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図）

エ 配置する警備員の名簿

オ 加入している賠償責任保険証券の写し

カ その他発注者が指示するもの

- (3) 業務完了後に提出するもの（契約終了日までに提出すること。）

ア 警備業務日誌

イ 業務完了報告書

ウ その他発注者が指示するもの

8 適用

- (1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議のうえ、受注者の責任において、誠実に履行すること。

- (2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。また、本仕様書に記載の無い事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、発注者と十分協議し業務を遂行すること。

9 法令、条例等の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。

10 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、業者の選定にあたっては、大津市内の業者を優先的に採用すること。

- (2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

- (3) 機密の保持

受注者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とす

る。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）を遵守しなければならない。

11 その他留意事項

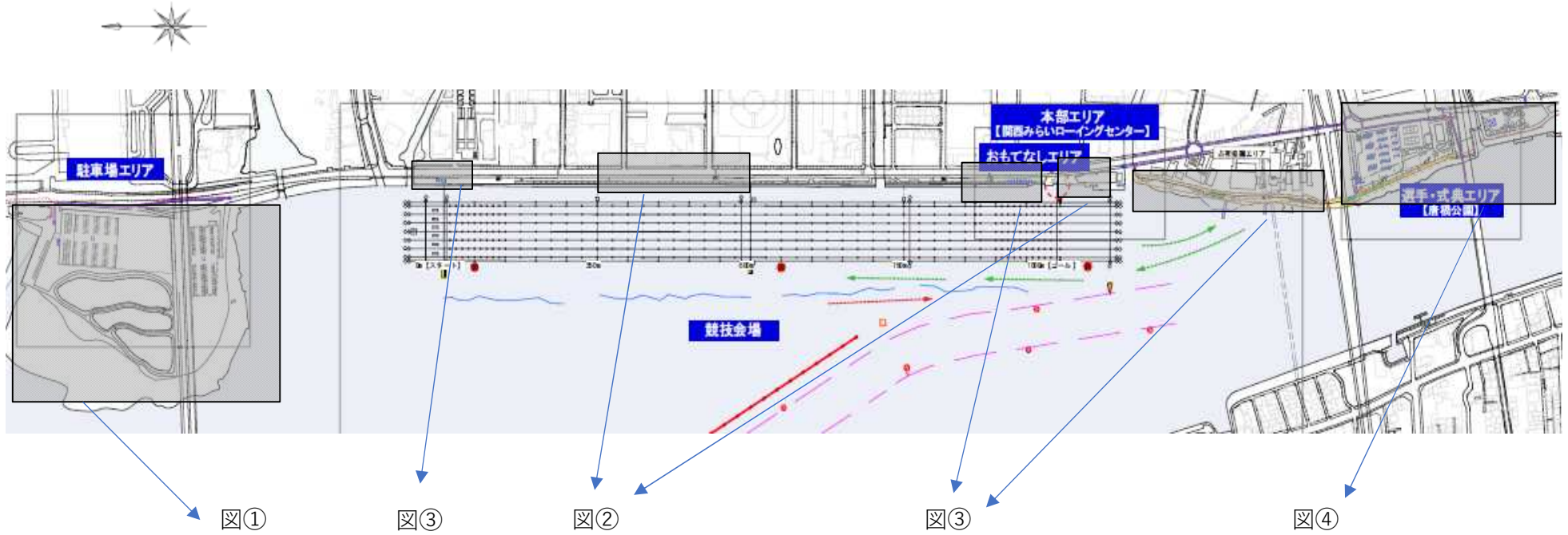
- (1) 配置する警備員は、無線機等を使用し、相互に連絡を密に取れる体制を整えること。なお、警備業務実施上必要な物品は、受注者が用意すること。
- (2) 警備員は、身なり、言動に注意し、大会参加者等に対応すること。
- (3) 警備員は、法及び関係法令に定められた制服を着用し、名札を着けて業務に従事すること。
- (4) 配置場所までの警備員の交通手段の措置は、受注者が行うこと。なお、交通手段は可能な限り公共交通機関及び自転車・バイク等を利用し、車で乗り入れする場合は、発注者の承諾を得たうえで、相乗り等の措置を講ずること。
- (5) 受注者は、業務遂行に先立ち、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (6) 計画表における配置箇所数は、常時配置箇所数であるため、労働基準法に基づく休憩等のための交代要員を配置すること。なお、警備員の休息・交代等による人事管理及び食事等の手配については、受注者側で実施すること。
- (7) 計画表に示す業務時間は予定時間であり、競技時間の延長等により業務時間に変更が生じる場合があるが、柔軟に対応し、業務を遂行すること。
- (8) 業務日ごとの業務終了時刻は、競技時間の延長等により変更が生じる場合があるため、発注者の指示によるものとする。
- (9) 配置場所については平常時の体制であり、発注者は混雑に応じて効率的な配置シフト及び警備員の増員を要請する場合がある。
- (10) 不測の事態などにより、警備員数及び業務場所等業務内容に変更が生じる場合は、その費用も含め別途協議し、処理するものとする。
- (11) 受注者は、本業務を実施するにあたって、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。また、万が一の損害賠償に備え、賠償責任保険に加入し発注者の確認を受けること。
- (12) 受注者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (13) 施設管理者による通常警備との整合性を図ること。

別紙 1

警備員配置計画表(ローイング競技)

競技名	ローイング競技
競技会場 業務場所	・関西みらいローイングセンター(大津市玉野浦6番1号) ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会が指定する場所
期 間	・練習日 8月23日(金) ・競技日 8月24日(土)～25日(日)

警備員配置計画表（ローイング競技）【競技会場全体図】



警備員配置計画表（ローイング競技）【図① 交通誘導警備】

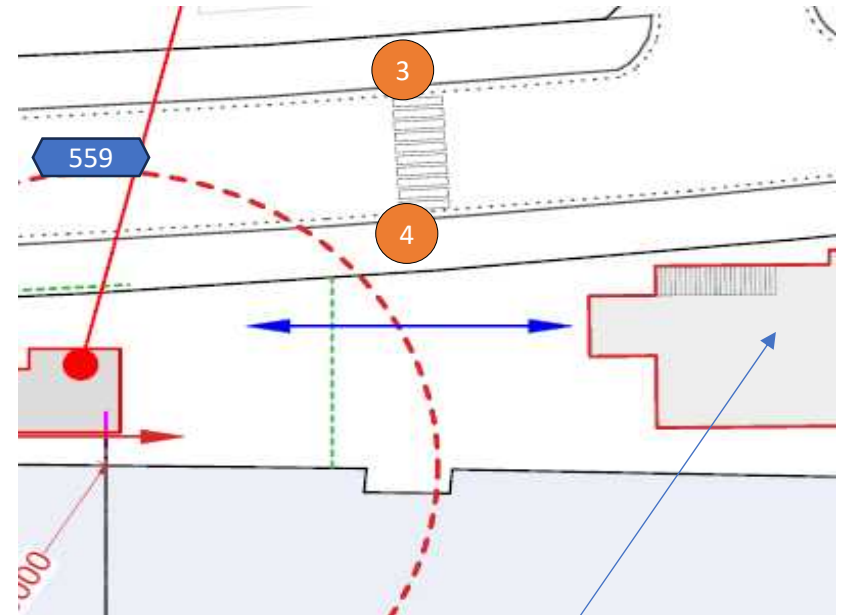
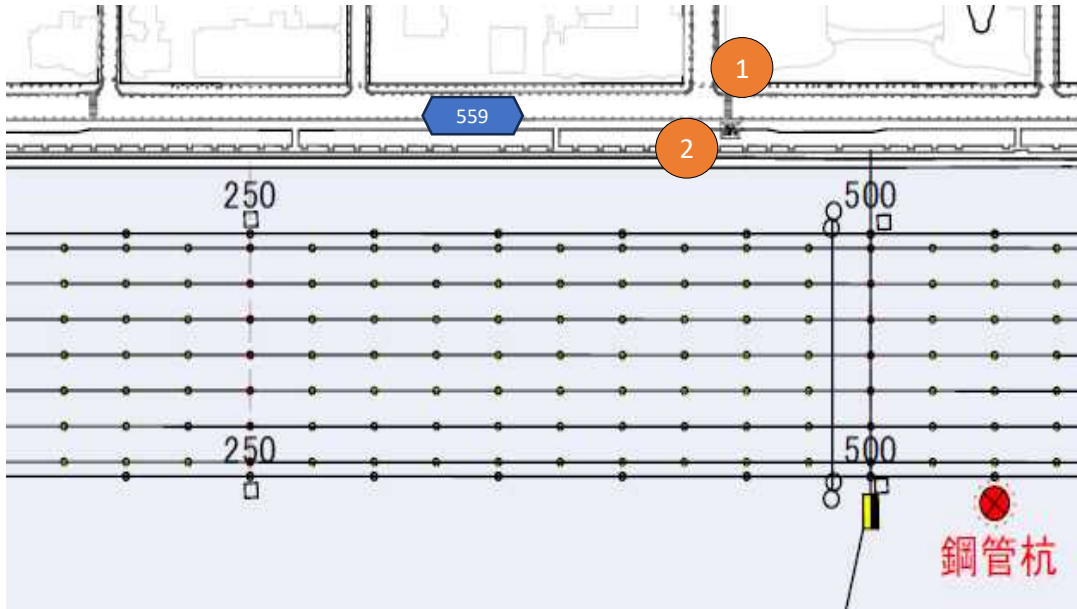


警備種類	配置場所	8/23（金）	8/24（土）	8/25（日）
交通誘導警備	① ～ ④	9:00～ 17:00	6:00～ 18:00	6:00～ 16:30

※新浜ヤードの仮設物は入り口は施錠できるため夜間警備は不要。

※県道559号線沿いに配置の交通誘導警備員は滋賀県公安委員会告示第5号により警備員等の検定等に関する規則第2条表6の警備員の配置を要する。（① と ④）

警備員配置計画表（ローイング競技）【図② 横断歩道誘導警備】



関西みらいローイングセンター

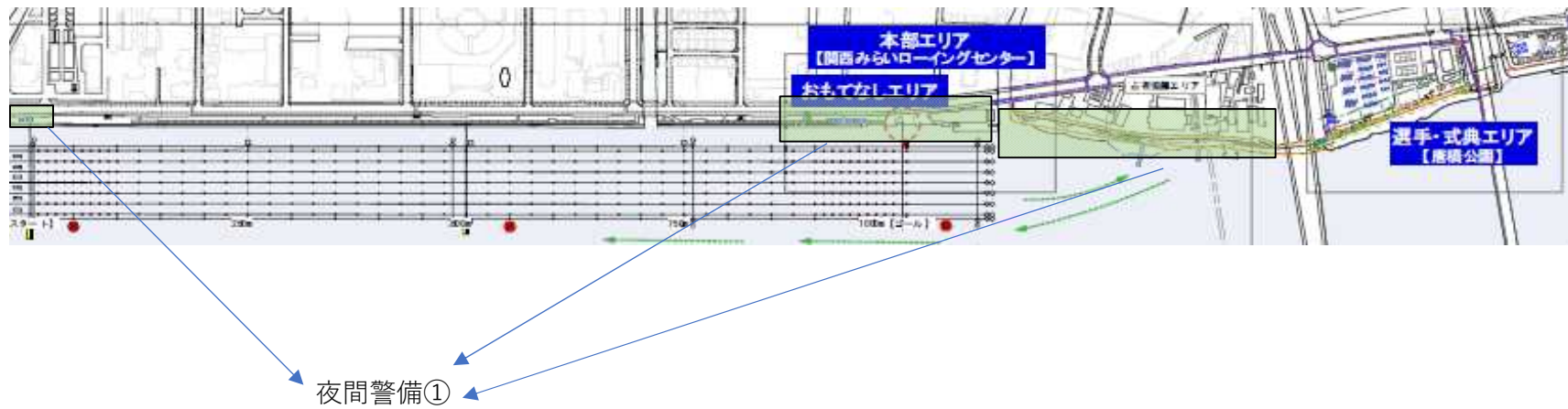
警備種類	配置場所	8/24 (土)	8/25 (日)
横断歩道誘導警備	① ~ ④	7:00~ 17:30	7:00~ 16:00

※県道559号線沿いに配置の交通誘導警備員は滋賀県公安委員会告示第5号により警備員等の検定等に関する規則第2条表6の警備員の配置を要する。


(① ~ ④)

※県道559号の信号のない横断歩道に配置し歩行者の安全確保を図り、歩道の柵を乗り越えようとする横断者に対する抑止効果のため。

警備員配置計画表（ローイング競技）【図③ 夜間警備】



警備種類	配置場所	8/23 (金)	8/24 (土)
夜間警備①		17:00～ 翌6:00	18:00～ 翌6:00

 夜間警備①の範囲

警備員配置計画表（ローイング競技）【図④ 交通誘導警備・横断歩道誘導警備・夜間警備】



警備種類	配置場所	8/23 (金)	8/24 (土)	8/25 (日)
交通誘導警備	⑤ ~ ⑥	9:00~ 17:00	6:00~ 18:00	6:00~ 16:30
横断歩道誘導警備	⑤ ~ ⑥		7:00~ 17:30	7:00~ 16:00
夜間警備②③		17:00~ 翌6:00	18:00~ 翌6:00	

夜間警備②③の範囲

※県道559号線沿いに配置の交通誘導警備員は滋賀県公安委員会告示第5号により警備員等の検定等に関する規則第2条表6の警備員の配置を要する。

(⑤ , ⑤ , ⑥)

※県道559号の信号のない横断歩道に配置し歩行者の安全確保を図り、歩道の柵を乗り越えようとする横断者に対する抑止効果のため。